

<川越市>

「新井喜一氏を原告とする名誉毀損訴訟」 続報！

2019年5月27日（月）14:00～

迷走する主張—不可解な被告女性A氏の第1回準備書面!!!

法廷に「姿を現わさなかった」被告A氏

元川越市議・新井喜一氏（2018年10月議員辞職）が原告となり、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を受けたとマスコミや川越市議会・川越市に公言する一方で、新井氏に謝罪と100万円の支払を要求してきた川越市役所職員女性A氏を被告とする、名誉毀損と債務不存在（100万円を払う義務はない）確認の裁判の第2回口頭弁論が、5月27日さいたま地方裁判所川越支部で行われた。裁判長は本紙ではお馴染み、川合市長名誉毀損裁判で「コレクト行政！連絡協議会」に敗訴を言い渡した齋藤憲次裁判長である。

前回、原告・新井氏自身による冒頭意見陳述に続く今回の裁判では、新井氏に対抗して被告女性A氏が法廷で意見陳述をするかとも予想されたが、意見陳述をしなかっただけでなく、法廷に姿さえ現わさなかった。被告A氏が代理人弁護士を2人から7人に増やした弁護団が作成した第1回準備書面が提出されたが、その内容は7人もの弁護士が総力を挙げて取り組んだとは思えない不思議なものだった。

被告側が招集した傍聴人で法廷は「満員御礼」

前回の第1回期日の傍聴席は、原告の新井氏の知り合いや裁判に関心を持った人たちでほぼ満員。今回の第2回期日の傍聴席は、新井氏の知り合いが法廷に入ったときにはすでに7割前後が被告側の応援団で占められていた。

結果、今回もほぼ満席状態。

彼らを被告側の「応援団」とみたのは、たまたま裁判傍聴に入ってきたばらばらな人とは違って、年齢構成や雰囲気为一体で、各人が同じ呼びかけ書面のようなものを手にしていたからだ。

川越市議会議員・伊藤正子氏が駆けつけていたことも興味深い。

こんなに盛況な法廷は、川越の裁判所では珍しいのではないだろうか。
裁判所にとっては市民に裁判への関心を持ってもらういい機会になるはずだ。
齋藤憲次裁判長には、是非がんばってほしい。

ところが、どうも齋藤憲次裁判長にはそういうことに全く関心がないらしく、
「次々回以降は、非公開で…」と、第1回期日に言ったことと同じ見解を披露した。
これは傍聴人無視ではないだろうか。

「7人に増えた」被告A氏の代理人弁護士

原告席は今回から、清水勉弁護士と並んで出口かおり弁護士が参戦した。

普段からハラスメント被害者の相談を受け、裁判の代理人をしている出口弁護士は、**「清水弁護士の懐刀」**とも言える冷静かつ鋭い分析力と弁論術で法曹界でも定評のある弁護士だ。新井氏が清水弁護士に相談するようになってから、ずっと事態の推移を静観していた。

そして、今回、被告の準備書面を読んで、原告代理人なることを決めた。

対する被告席は、主役の被告A氏が欠席。

坂下裕一弁護士の姿があったが、吉廣慶子弁護士の姿が見えない。まさかの欠席かと思われたが、そうではなかった。吉廣弁護士は、開廷直前に滑り込むように法廷に入って来ると、裁判官席に一番近い主任席に座った。

被告席に弁護士が5人。原告席の弁護士2人を人数で圧倒している。実は裁判手続中、吉廣弁護士は正面に座る清水弁護士・出口弁護士に視線を向けることが1度もなかったことを、被告側の**「応援団」**の人たちは気づいたのだろうか。

それにしても、被告A氏はなぜ5人も弁護士を増やしたのか。

弁護士費用の負担も大変に違いないが、吉廣弁護士と坂下弁護士では心細いと思ったのか。吉廣弁護士と坂下弁護士は被告A氏や他の関係者からしっかり聴き取りをして自信を持って記者会見に臨んでいたはずだ。自信があるからこそ、最初から新井氏に**「事実を認めて謝罪して、100万円を払え」「応じないなら訴える」**と言いつづけていたはずだ。それが、新井氏側からA氏を訴えた途端、代理人弁護士を5人も増やしたのは何とも不可解だ。

「7人の弁護士」が書いた「反論の中身」

まず被告A氏は、概ね次のような内容の主張をしている。

「記者会見による報道で原告（新井氏）が名誉を毀損されたというが、被告（A氏）は記者会見を行っただけであって報道したのはマスコミだ。どのように報道するかはマスコミの問題であって、被告側の責任ではない」

「その記者会見も主宰者は被告代理人ら（吉廣弁護士・坂下弁護士）である。」

呆れる。弁護士がこのような無責任なことを書いていいのだろうか。

言うまでもなく本件をマスコミが記事にしたのは、被告A氏がハラスメント被害を受けたという説明を、被告A氏自身と代理人弁護士から聞いたからである。

記者会見の場で主に説明したのが被告A氏ではなく、代理人の吉廣弁護士だったとしても吉廣弁護士は、被告A氏から被害を聞かなければ記者に説明できるはずがない。吉廣弁護士が間違っただけを言えば、隣に座っている被告A氏がすぐに訂正するはずだ。すなわち、吉廣弁護士の説明は、被告A氏の説明と同じなのであり、全く別だと考える方がおかしい。しかも、記者会見でいろいろ説明した吉廣弁護士にも責任はなく、誰に責任があるのかと言えば「報道したマスコミにある」というのが今回の被告の主張なのである。

記事で加害者とされた新井氏の側から「マスコミにも責任がある」というのなら理解できるが、マスコミを利用した被告A氏や吉廣弁護士らが言う筋合いではないだろう。弁護士が7人も揃っていて、このような主張とは信じられない。

本件ハラスメントの訴えは「言葉狩り」である

核心となるハラスメント行為についての被告A氏の言い分はこうだ。

『セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・アルコールハラスメントといったハラスメント行為は、法的にも社会的にも許されるものではない。』

何がハラスメント行為に当たるかは、被害者の受け止め方によって違うから、加害行為をしないよう気を付けようという考え方であれば、相互の配慮と思いやりという観点から正しいだろう。しかし、被告A氏の言い分はこれと全く違う。

自分がハラスメント行為だと思ったことは、法的にも社会的にも許されないのだと言い切る。被告A氏の言う通りなら、被害を受けたと思った者が「ハラスメント被害を受けた」と言いさえすれば、なんでも違法となり社会的に許されないということになる。一口に「ハラスメント」と言っても「安易な軽口は慎みなさい」と注意されるレベルから、極めて悪質な違法行為まで様々なレベルがある。

被害者が被害を訴えればすべてが違法で社会的に許されないハラスメントが成立するという考え方は、言葉狩りが奨励される相互監視社会を容認し、かつてジョージ・オーウェルが描いた『1984』の恐怖政治の世界を招くことになりかねない危険な風潮だ。

新井氏をなかなか訴えない被告A氏の「反訴の予定」

今回の準備書面で、被告A氏はやっと反訴予定を宣言した。

『被告が原告から受けたハラスメント被害について、被告は原告に対する反訴を提起する予定である。』

被告A氏は、昨年9月12日、新井氏に送り付けた内容証明郵便で、「**ハラスメント行為を認めて謝罪して100万円を払え**」「**応じないなら訴える**」と書いてきた。

新井氏が断れば、すぐに訴える準備は出来ていたはずだ。

新井氏は内容証明郵便にハラスメント行為の内容が具体的に書かれていなかったため「**いつの、どういうことなのか**」を問う質問状を吉廣弁護士に送った。

ハラスメント行為の具体的な内容さえ書かずに、「**認めろ**」「**謝罪しろ**」「**100万円を払え**」とは極めて一方的なものだが、新井氏は応じなかった。だが、被告A氏は、新井氏を訴えなかった。次いで、吉廣弁護士がハラスメント行為の内容を書いた文書を送ってきたので、新井氏は1つ1つのエピソードについて説明し、ハラスメント行為はなかったと否定し隠し録音があれば、それを確認させてくれれば、もっと正確に答えるという返事を送った。

結果的には、吉廣弁護士が証拠とする隠し録音の音声を開示することもなかったため、新井氏は被告A氏の要求のどれにも応じていない。しかし、それでも被告A氏は、新井氏を訴えなかった。

被告A氏は記者会見を開いた以上、新井氏のハラスメント行為を証明する証拠を揃えていたはずなのだから、新井氏がハラスメント行為を全否定した時点で、さっさと新井氏を訴えればよかったのに（むしろ、その時点で訴えるべきだったのに）それをしなかった。

被告A氏が期待した第三者委員会が、隠し録音から一部ハラスメント行為を認定しただけで、他は認定しないという結論を出した時点で、「**第三者委員会もあてにならない**」と怒り新井氏を訴えればよかったが、それもしなかった。

前記した通り、「**被害を受けたと言えばハラスメント確定**」とでもいう被告A氏の基準に則れば、第三者委員会の判断も間違っていたことになるはずだが、被告A氏は調査結果に納得している。つまり被告A氏は、弁護士を使ってスキャンダラスな記者会見だけは行い、吉廣弁護士に訴訟を「**起こすぞ…**」「**起こすぞ…**」と新井氏を脅すように牽制させておきながら、ついに起こさなかった。やむなく新井氏が被告A氏を訴えたときでも、吉廣弁護士は「**訴える予定**」とマスコミにコメントしただけで、実際には第1回期日までに訴えなかった。そのときに提出した被告A氏の答弁書には「**提訴の予定**」とさえ書かれていなかった。

そして今回の裁判となる第2回期日に至っても、依然として反訴を起こさない被告A氏。ただ、準備書面に「**反訴の予定**」とだけ書いた点は一步前進したということだろうか。

齋藤裁判長も、被告A氏が本当に反訴状を提出するかどうか気になったのだろう。「**いつまでに提出しますか**」と質問した。すると吉廣弁護士ら弁護団は突然、互いの顔を見合わせあってヒソヒソ話を始めたのである。

これには新井氏も清水・出口弁護士も驚いた。準備書面に「**反訴の予定**」と書きながら何も決まっていなかったというのだろうか？

吉廣弁護士が「**1カ月半で**（反訴状を提出する）」と答えたものの、それは一般傍聴人でさえ理解できない不可解な回答である。そもそも新井氏に「**訴えるぞ…**」と息巻いていた去年9月の時点で、被告A氏の訴状は出来ていなければ、おかしいからだ。その後も幾度となく裁判を起こそうとした時期があったはずで、遅くともその過程で訴状も準備されていなかったのであれば、吉廣弁護士がこれまで繰り返してきた「**提訴の予定**」は、新井氏を牽制するための「**ハッターリ**」だったのではないかと思われても当然だ。

次回期日をお楽しみに…

本件裁判の次回期日は、7月18日(木)午前10時30分に、さいたま地裁川越支部で開かれる。齋藤裁判長は「**次々回以降は非公開で**」と公言していたから、公開法廷は次回が最後かもしれない。これから核心に入る、おもしろい裁判なのに残念だ。反訴提起でいよいよ反撃開始となるはずの被告A氏側もそう思っているに違いない。